

令和6年4月開所分



令和5年度 横浜市民間保育所 内装整備費補助事業

募集要項

(一次募集)

募集期間: 令和5年1月27日(金)~2月13日(月)

※新型コロナウイルス感染症の状況により、選考のスケジュールやその後のスケジュールに変更が生じる場合があります。

横浜市こども青少年局
保育・教育部こども施設整備課
〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市役所13階
TEL: 045-671-4146
内装整備費補助事業担当



《目 次》

1	募集概要	1
2	保育所整備・運営に当たっての諸条件	6
3	申請方法	16
4	問い合わせ・ダウンロードアドレス一覧	21
5	資料	22

昨年度募集からの主な変更点

■重点整備地域の開所後賃料補助の補助率が2/3であったものが2/2となりました。

■より必要な工事期間を確保するため、実施設計審査の持ち込み日限度日が一か月前倒しになりました。

■2次募集以降のスケジュールが大幅に変わる予定です。具体的には、2次募集は募集期間4月上旬～4月末頃（予定）で5月採択の予定、3次募集は募集期間5月中旬～6月中旬頃（予定）で7月採択の予定。以降の募集については未定です。ただし、予定は今後変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■近隣公園を利用する場合には、当該公園を利用すると想定される他園等と利用方法等について調整を行っていただくこととなりました。

1 募集概要

令和6年4月開所に向けた事業募集について

(1) 補助対象事業

建築物の改修等により認可保育所を整備するため、改修等に必要な経費の一部を横浜市が補助します。

※新設の場合は、定員20人以上とします。

※分園の場合は、原則として定員45人以下とします。

(2) 募集スケジュール

募集期間	令和5年1月27日(金)～2月13日(月)
募集エリア	募集対象地域参照
事業者面接	令和5年2月下旬～3月上旬
選考結果通知	令和5年4月上旬

(3) 対象事業者

次のア～カの全てに該当し、法人格を有するものとします。

ア 整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。

(貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第16条及び17条による)

イ 令和3年4月1日から継続して、認可保育所、幼保連携型認定こども園(※1)、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業、自治体認証保育所、横浜保育室、企業主導型保育事業(※2)を良好な内容で運営(※3)していること。

※1 ただし、1歳児の受け入れを行っている施設であること。

※2 地方公共団体による立入調査により認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書が発行されていることが必要となります。

※3 監査結果・立ち入り調査等により重大な指摘がなされていないこと。

ウ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の審査基準を満たすこと。

エ 認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。

オ 児童福祉法35条に定める欠格事由を有しないこと。

(例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)

カ その他、市長が不適当と認める事由を有していないこと。

(4) 採択予定件数

予算の範囲内で採択します。

【停止条件】

本事業に関する補助金は、令和5年度の保育所整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。よって、当該予算の可決を停止条件としています。

木材の積極的な活用をお願いします。

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、民間建築物の整備主体に対しても木材利用について可能な限り下記の取り組みをお願いします。

1. 木造化

施設の設置基準など木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。

2. 木質化

利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。

3. 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

令和6年4月に向けた 横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定していますが、今後の整備募集や利用申請の状況により、変動する場合があります。

重点整備地域

区	対象エリア
港北	【日吉駅周辺】 箕輪町一～三丁目、日吉本町一丁目、日吉一～四丁目（駅徒歩10分圏内）

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【反町駅（駅徒歩10分圏内）】 松ヶ丘、上反町、泉町、松本町（国道1号線より南側） 【横浜・ポートサイド地区周辺】 栄町、青木町、金港町、大野町、鶴屋町一～二丁目 【片倉町駅（駅徒歩7分圏内）】 片倉一～五丁目、神大寺二～四丁目	南・港南	【上大岡駅（駅徒歩5分または10分圏内）】 <駅徒歩5分圏内> 港南区 上大岡東一～二丁目 <駅徒歩10分圏内> 港南区 上大岡西一～三丁目、大久保一～二丁目、最戸一～二丁目、港南一丁目、港南中央通 南区 大岡五丁目
旭	【二俣川駅（駅徒歩5分または10分圏内）】 <駅北口徒歩10分圏内> 二俣川一丁目、本村町、中沢一丁目、中尾一～二丁目 <駅南口徒歩5分圏内> 二俣川二丁目、本宿町 【鶴ヶ峰駅北口（徒歩10分圏内）】 白根一丁目、鶴ヶ峰一～二丁目、鶴ヶ峰本町一～二丁目、今川町、四季美台	港北	【綱島駅周辺】 綱島東一～六丁目 【日吉本町駅周辺】 日吉本町二～五丁目

次ページあり

戸塚	【戸塚駅（駅徒歩 10 分圏内）】 吉田町、戸塚町[① J R 線線路より東側 ② 国道 1 号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く）③ 戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町	栄	【大船駅周辺】 笠間一～五丁目
----	--	---	---------------------------

【整備か所数について】

各エリアの整備か所数については、他の整備事業募集（小規模保育事業、既存施設連携型 1・2 歳児園、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し決定します。そのため、上記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

【お問合せ先】

＜整備が必要な地域に関する事＞

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

＜設備基準や申請に関する事＞

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い 1 歳児枠を確保するために、0 歳児定員は原則設けないこととします。

※横浜保育室からの移行に関しては、上記のエリア外での申請も受け付けます。

※横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱に基づき、令和 6 年 4 月に向けては、神奈川区羽沢国大駅周辺、港北区綱島駅東口周辺で開発事業者と調整中です。

2 保育所整備・運営に 当たっての諸条件

《目次》

(1)	施設定員等について	8
(2)	施設計画及び仕様について	8
(3)	保育室等の面積について	10
(4)	送迎について	10
(5)	工事について	10
(6)	近隣対応について	10
(7)	工事施工業者等の選定（入札の実施）について	11
(8)	施設整備にかかる補助制度について	11
(9)	資金計画	12
(10)	整備スケジュールについて	12
(11)	職員（保育士）について	12
(12)	施設長予定者について	12
(13)	保育内容等について	13
(14)	留意事項	14

(1) 施設定員等について

- ア 保育所新設の場合、定員規模は20人以上とし、かつ、受け入れ対象は原則就学前の全ての年齢の児童とします。(原則として、定員は60名以上とします。)
また、分園の場合は、原則として定員45人以下とします。
- イ 地域の保育ニーズに応じた定員設定について、横浜市と協議の上、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討してください。
保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。
また、地域のニーズに応じて、2・3歳児の定員の差を十分確保し、近隣の地域型保育事業(小規模保育事業等)との連携を積極的に行うようにしてください。
なお、開所までの期間は既存の地域型保育事業(小規模保育事業等)との連携締結は不可とします。また、開所後を条件付けに連携締結をする場合であっても、横浜市と協議の上、検討・設定して頂きたいため、事前に担当までご連絡ください。
- ウ 地域の保育ニーズに応じた年齢別児童の受入、又は定員外入所(入所の円滑化)については、横浜市との協議に応じていただきます。

小規模保育事業との
連携のため、
地域のニーズに応じた
2～3歳定員差の設定
をお願いします。

【参考】年齢別定員の参考例

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
0人	8人	12人	15人	15人	15人	65人
0人	16人	18人	20人	20人	20人	94人

0歳児を設けないこと
による、1歳児の受入枠
確保をお願いします。

(2) 施設計画及び仕様について

- (3) 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等)
- (4) 事業計画については関係法令等を遵守してください。
・建築基準法及び横浜市建築基準条例
・バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
・その他事業に係る関係法令・指針等全般(消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例、不動産登記法等)
・横浜市民間保育所内装整備費補助事業実施にあたっての諸条件(資料11)
・保育所整備の手引き(令和3年8月版)
- (5) 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。
- (6) その他要件は以下のとおりです。
・実施設計内容の審査を、7月14日(金)までに開始できるよう、準備を行うこと。
※実施設計審査開始が遅れるほど工事工期に影響が及ぶこととなるため、開所までに工事が終わらないという事態を避けるためにも期限厳守でお願いします。
・実施設計審査に取り組むにあたり、「資料10 設計・施工の際の留意事項」記載のリス
ク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。
・実施設計審査においては、精度の高い状態で臨むようにお願いします。
※例年、精度の低い状態で実施設計審査に臨み、想定よりも大幅に実施設計審査の期間を要する場合があります。他事業者への審査に影響等が発生してしまいますので、何

卒ご理解ください。著しく実施設計審査に時間を要する場合など、実施設計審査が不合格となる場合には、補助金交付決定が認められないこととなりますので、ご注意ください。

- ・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。

交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること（「保育所整備の手引き」（令和3年8月版）をご確認ください。詳細についてはお問合せください。）

- ・ 新築建物の内装改修の場合は令和6年2月15日までに、検査済証の交付および完了検査の実施ができるよう準備を行うこと。
- ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

（昭和56.5.31以前に建築確認済が交付され着工した建物の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。）

オ 設計事務所については、横浜市内での認可保育所の設計実績や補助金事業の実績等を考慮しながら、円滑に施設計画を履行できる事業者としてください。また、実施設計審査を行う段階においては、設計事務所との契約を締結するなどして完了検査まで同一の設計事務所が対応できる安定的な体制を取るようにお願いします。

【参考】保育所の標準的な仕様について

(ア) 施設規模

		0～1歳	2～5歳
設備運営基準	保育室	3.30 m ² /人	1.98 m ² /人
	屋外遊戯場	—	3.30 m ² /人
	その他	医務室、調理室、便所、遊戯室	

※働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。

(イ) 建物構造

可能な限り「木造」としてください。

(ウ) 主な仕上げや仕様

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮（指はさみ、コンセント、柱等の角）
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ（オストメイト対応の水栓器具設置）の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入（2次熱交換機タイプ等）
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール（ユニットプール）が望ましい。

(3) 保育室等の面積について

- ア 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、**有効面積**（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積）とします。
- イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物
- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
 - ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものは除く）
 - ・ 手洗い器、ピアノ
- ウ 保育室等の面積は、**壁芯・内法・有効の各面積**を算定してください。（異年齢を 1 室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。）
その他の面積は、**壁芯面積**を算定してください。
- エ 屋外遊戯場は幼児 1 人あたり 3.3 m²以上を確保してください。ただし、基準面積を確保できない場合、近隣公園等（児童の歩行速度で 5 分程度(概ね 300m 以内)）で基準面積に相当する面積を有し、市長が特に必要と認めた場合については、基準面積の 2 分の 1 を限度に面積を減ずることがあります。

(4) 送迎について

- ア 近隣地域と交通問題を生じさせないために、できる限り送迎車両の停車スペースを確保してください。
- イ 駐車場を整備する際は、車いす利用者用駐車区画を 1 以上設けてください。
- ウ 台数は、物件の立地特性等を勘案し、計画してください。
- エ 保育園の駐車場を利用しない保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く）による送迎は、近隣へ配慮した計画としてください。近隣住民からの要望があった際は、保護者と協議し、車による送迎を禁止するなどの対応を検討してください。
- オ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願いいたします。
また、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。

(5) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。
- イ 建物完成後、新園の開所前に飲料水の水質検査及び、「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認してください。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出してください。

(6) 近隣対応について（事業申請時に詳しくご説明させていただきます）

保育所整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会）に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。

近隣住民からの要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

自治会町内会長及び近隣住民（特に隣接する住民）等に対し、申請前に必ず「保育所設

置について申請を行う」旨の説明をすること。

なお、自治会町内会長への連絡については、整備予定地の各区役所こども家庭支援課に御相談ください。

イ 採択後

保育所整備について選定された後、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

その際、保護者の送迎時の対応（駐輪・駐車等）や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。その際、近隣公園の利用について当該公園を利用していることが想定される近隣園等と調整を行うこと。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施に当たっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。（ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・設備等の配置（室外機や園庭の場所等）についても併せて周知を行うことを推奨しています。）

また、本市から指示があった場合は、戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

（7） 工事施工業者等の選定（入札の実施）について

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定に当たっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査等に要する日数も考慮の上、入札に向けた準備を進めること。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

エ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件にあたっては、指名通知書や現場説明書等に明記すること。なお、支払い割合、支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成すること。

オ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。

- ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
- ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
- ・その他公益性・公平性を損なうこと。

カ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。

（8） 施設整備にかかる補助制度について

補助金制度の概略は下記のとおりです。詳細は、「5. 資料」の「資料2 民間保育所整備に伴う助成について」をご参照ください。

工事種別	補助制度名称	補助率
内装改修工事	横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱	基準額に対して 4分の3 (資料2表1参照)

※各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めています（「横浜市民間

保育所内装整備費補助金交付要綱」第13条参照)。予めご了承ください。
※整備期間中の賃借料補助、開所後の賃借料補助の対象エリアは、資料2をご確認ください。

令和3年度から、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳の定員を設けない場合に補助金額の増額を行っています。詳細は、「5.資料」の「資料2 民間保育所整備に伴う助成について」をご参照ください。

(9) 資金計画

社会福祉法人以外の法人が保育所を設置する場合は、次の条件を遵守してください。

- ア 年間事業費の1/12以上の運転資金を確保すること。(学校法人は除く)
- イ 協議時点で直近の2年連続して損失を計上していないこと
- ウ 不動産の貸与を受けて事業を行う場合は、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- エ 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

(10) 整備スケジュールについて

令和6年4月1日開所を厳守すること。事業計画等、周到的準備をお願いします。

※令和5年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

(11) 職員(保育士)について

- ア 保育士(施設長除く、主任保育士含む)は、実務経験者を3割以上配置すること。
※実務経験者とは、保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とします。
- イ 原則、常勤職員とします。やむを得ず短時間職員(1日6時間未満又は月20日未満勤務)を充てる場合には、常勤職員1人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。(例:月80時間の短時間職員の場合は2人分で、常勤職員の1人分として算定します。)
- ウ 主任保育士
主任保育士を配置すること。
- エ 保育士配置基準について
0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とする。
※横浜市独自の基準のため、国の定めた基準とは異なります。

(12) 施設長予定者について

- ア 要件
以下の(ア)~(オ)のいずれかに該当することとします。ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。なお、施設長予定者は原則保育士資格を有する者としてください。
また、保育所等での施設長経験が無い者については、厚生労働省主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

(ア) 保育所等(保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。以下同じ。)において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験

を2年以上有する者。

(イ) 以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」(※1)を開所までに修了している者を配置すること。

a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。

b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。

(ウ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。

(エ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。

(オ) 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。

※1 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野(乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援)から3分野を受講すること。

※2 経験年数は、令和6年3月31日時点(見込みも含む)で計算すること。

※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

イ 給与の上限

子どもの処遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持することが必要です。施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図って設定してください。

ウ 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。

また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則(※)として認めません。

※例外として認められる場合について

下記要件をすべて満たすことが必要となります。

・施設長が疾病、介護等により勤続が困難と判断される場合であること

・新施設長がアの要件を満たすこと。

・法人代表及び新施設長を対象とした面接を実施し、現在の施設長と同等以上の水準であるということが確認できること。

※3年間を経過した後の施設長変更であっても、開所後3年間に施設長を複数回変更するなどした場合には、上記要件を満たした場合にのみ変更を認めることがあります。

(13) 保育内容等について

ア 保育内容

一時保育、障害児保育は実施してください。休日保育については、地域の保育ニーズに応じて実施してください。

イ 保育時間(開所時間)

月曜日から土曜日まで、11時間以上を基本とします。

ウ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

エ 費用負担

延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

オ 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を施設開所後3年以内に受審し、結果を公表していただきます。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

カ 地域子育て支援事業

育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の地域子育て支援に関する取組に対して、補助金制度を設けておりますので、積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。

(14) 留意事項

ア 「2. 保育所整備・運営にあたっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分なご確認をよろしくお願いいたします。「2. 保育所整備・運営にあたっての諸条件」に反するなどして良好な保育所運営がなされない場合は、内装整備費補助金の返還や保育所給付費等の一部を減額する場合があります。

イ 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。（詳細は別途通知します。）

ウ 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、令和6年2月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。

エ (14) イ、ウのほかにも受講が必要な研修等があります。（詳細は別途通知します。）

オ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

(参考法令等) ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（神奈川県）

カ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれと考えられるため、神奈川県が、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）
- ・ 神奈川県土砂災害情報ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

- キ 建設市況及び新型コロナウイルス感染症の影響による、人材・資材（特に鉄骨部材）への需給状況を十分に考慮した合理的な設計と、確実な調達先の確保等、整備計画に支障のない計画とし、開所時期に遅れが生じないようにご注意ください。
- ク 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合があります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談ください。
- ケ 連携等を検討している小規模事業者に対して、申請状況について情報を提供することがあります。
- コ 委託費の弾力運用について
委託費の弾力運用での借入金（利息部分を含む。）の償還の範囲は「独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人」からの経費の借りに係る償還に限ります。
また、新たに保育所を運営する事業を行う設置者については、最初の1年間は委託費の弾力運用はできませんのでご注意ください。
- サ 同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、評価の高い事業者を採択します。
- シ 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。

3 申請方法

(1) 事前協議書の提出について

ア 募集期間

令和5年1月27日(金)～2月13日(月)

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しく下さい。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

(4 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照)

イ 事前相談について

(ア) 事前相談前に確認が必要なこと

・建築基準法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等の法令を遵守していること。

※新築建物の内装改修の場合は、令和6年2月15日までに検査済証の交付および完了検査の実施ができること。

・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。

【既存建物改修の場合】

・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(昭和56.5.31以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

【新築建物の内装整備の場合】

・開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

(イ) 事前相談の際に必要な書類

・整備を計画している保育所案内図(屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの)、配置図、平面図

・(既存建物の場合)建築確認済証及び検査済証の写し

(又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」)

・開所までのスケジュール(各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの)

ウ 提出方法

電話でご予約及び事前にPDF、Excel等の電子データを送信していただいたうえで、お越しく下さい。

お越しいただいた際に、申請書類の確認をし、必要に応じて補正をお願いいたしますので、ご自身で申請書類を確認できる電子データ又は紙媒体の書類をご持参ください。

※電子データ化が困難な場合は、下記連絡先へご相談ください。

【提出先】

Eメール：kd-naiso@city.yokohama.jp

電話：671-4146

横浜市中区本町6-50-10

横浜市役所13階

こども施設整備課 内装整備費補助担当まで

(最寄駅)みなとみらい線馬車道駅 JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

エ 提出書類

様式は、必ず最新のものを使用し、以下のとおり送付をお願いします。

- ・ 件名：「【提出】令和5年度内装整備費補助事業〇次募集 事前協議書提出（〇〇法人名）」
- ・ 書類番号と書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。
例：「01_事業計画書」「02_履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し」「11_開所までのスケジュール」

※本市では一つのメールでは7MBまでのデータしか受信できないため、zip ファイルにてまとめていただくか、又は何通かに分けてお送りいただくよう御協力をお願いいたします。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

事前協議書等の様式は、横浜市子ども青少年局のホームページの「認可保育所等の整備」「内装整備費補助事業」の項目からダウンロードしてください。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>)

(2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いします。

ア 日時（予定）

2月下旬～3月上旬

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場所

横浜市庁舎（別途ご案内します）

ウ 出席者

- (ア) 法人代表 法人役員による代行可
- (イ) 施設長予定者 必須
- (ウ) 主任保育士 「2 保育所整備・運営にあたっての諸条件」の
(12) 施設長予定者について ア 要件 (イ) に該当の場合

エ 面接の内容について

- (ア) 法人や園の運営に関する事
- (イ) 申請書に記載された内容に関する事
- (ウ) 施設長としての適格性に関する事 ほか

(3) 選考について

補助対象法人（物件）は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況等を総合的に審査して選定します。

1 法人の体制	(1) 法人所在地 (2) 法人の財務状況 (3) 監査結果及び改善の状況	
2 既存施設の運営状況等	(1) 職員構成 (2) 事業実績 (3) 監査結果及び改善の状況 (4) 運営内容の評価等 (5) 保育の効率化（ICT 導入状況）	
3 資金計画	(1) 資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性	
4 整備計画（ハード）	(1) 交通アクセス (2) 保育室の階層 (3) 周辺環境 (4) 屋外遊戯場の確保状況 (5) 休憩室の設置状況	
5 整備計画（ソフト）	(1) 施設長の経験・経歴 (2) 施設長の継続予見性 (3) 主任保育士 (4) 事業計画	
6 整備予定地、計画定員	(1) 周辺の待機児童の状況 (2) 定員構成・定員増	
7 面接（法人代表者及び施設長予定者）	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度 等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考えと具体案 等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任 等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等
	(5) サポート体制・能力等	法人のサポート体制及び施設長としての資質（責任性、コミュニケーション力、熱意 等）

(4) 選考結果の通知について

令和5年4月上旬頃までに申請者あてに書面で通知します。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

(5) その他

ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご注意ください。

イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。

ウ 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用しません。）

エ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。

オ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

- ◆ 「2 保育所整備・運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

4 問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4469

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 湯浅、奥井

■ 事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 kd-koseibi@city.yokohama.jp

【担当者】 濱島、白岩、石神

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「申請書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」「贈与契約書」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

イ 参考

「保育所整備の手引き」

保育所整備にあたっての基本的な事項について記載されています。

(「横浜市民間保育所設置認可等要綱」や「厚生労働省関係(抜粋)」等を掲載しています。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」

「設計審査及び工事検査の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html>

5 資料

- 資料 1 事業応募から保育所開設までの参考スケジュール
- 資料 2 民間保育所整備に伴う助成について
- 資料 3 年間事業費の目安額
- 資料 4 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について
- 資料 5 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱
- 資料 6 横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱
- 資料 7 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業 令和 4 年度のご案内
- 資料 8 かながわ保育士・保育所支援センター
- 資料 9 年度限定ご案内
- 資料 10 設計・施工の際の留意事項
- 資料 11 横浜市民間保育所内装整備費補助事業実施にあたっての諸条件

資料 1

事業応募から 保育所開設までのスケジュール(令和6 年4 月開所 一次募集)

※当スケジュールは一例であり、物件ごとの状況により異なります。
 ※開発許可等許認可手続きが別途必要な物件があります。ご注意ください。

年月	日	法人及び施設認可関係の動き	設計・工事			備考
			建設関係の動き	補助金関係の動き	市の審査関係	
R5.	1	事業計画等の検討 ※随時、事前相談 《地元説明(申請前)》				
	27	内装整備費補助事業 一次募集				
2	13	申請受付締切日(2月13日)				
		面接(2月下旬~3月上旬)				
3						
4		選考(3月末) 選考結果通知 (4月上旬)(市) 《地元説明(概要等)》	基本設計			福祉医療機構 申請相談等
5			実施設計着手			
6				約2か月		
7	14		実施設計完了 工事費積算完了 建築確認(用途変更)手続き等		実施設計審査日程調整	
					実施設計審査(市)	福祉医療機構 申請手続き
					約1か月	
8	15	理事会・取締役会開催 (工事入札内容)			実施設計内容確定	福祉医療機構借入申込受理 (工事契約前)
					補助金交付申請書 提出	入札参加候補者報告 入札参加候補者審査(市)
			指名通知書発送、図渡し等			
9	15	《地元説明(工事)》	施工業者入札 工事請負契約締結 着工		補助金交付決定(市)	保育所利用案内配布
					契約事業者決定報告	
					約5か月	
R6.	1	13	施設設置認可申請書提出			完了検査日程調整
2	15		竣工 検査済証交付			完了検査(市)
					補助金実績報告書 提出	
3						
4		施設設置認可(市) 開園(4月1日)			補助金額確定(市) 請求書提出	
5					補助金支払(市)	

民間保育所整備に伴う助成について

■横浜市民間保育所内装整備費補助事業の概要

補 助 制 度	①改修等	対 象 経 費	施設整備費（改修費、新築の設備整備費、増築（既存保育所の増築に限る））、工事監理費、備品費、大型遊具費 ※ 賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外
		補 助 率	補助対象経費の4分の3とする。
		補 助 金 額	表1参照
	②整備期間中賃借料	対 象 経 費	当該施設における整備期間中の賃借料（工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで（ただし、同一年度内に限る）。）
		補 助 率	補助対象経費の2分の1とする。
		補 助 金 額	表2参照
	時 期	令和5年度に竣工及び備品購入し、令和6年4月1日に開所すること。	
	審 査	市が設計審査を行い、工事検査後に必要と認めた補助金を交付する。	
返 還	虚偽の申請や不正があった場合には、決定を取消し、補助金を返還させることがある。		
情報公開	補助対象となる関係書類は情報公開の対象となること。		

表1 改修費等の補助金額

補助金額は、補助対象とする工事費等の実行額と、下記の補助基準額の合計とを比較し低い方に補助率3/4を乗じて得た額とします。(千円未満は切り捨て。)

(1)	増加する定員数	補助基準額	
	90人以上	8,000万円	
	50人以上90人未満	6,000万円	
	50人未満及び分園設置等	6,000万円×(増員数/50人)	
	既存施設の改修等		
(2)	0歳児未設定加算(※1)	300万円	
(3)	休憩室等設置加算(※2)		
	増加する定員数	休憩室等基準面積	補助基準額
	90人以上	24㎡以上	430万円
	50人以上89人以下	18㎡以上	330万円
	36人以上49人以下	14㎡以上	260万円
	20人以上35人以下	10㎡以上	190万円
	既存施設の改修	下記ア、イを満たすこと ア 上記の定員数に該当する面積を満たすこと。 イ 改修前後で休憩室等の面積が6㎡以上拡大されていること。	100万円
補助基準額の上限		(1)~(3)の基準額の合計	
補助率		3/4	

※1 0歳児定員を設けない場合に加算します。ただし、改修等及び分園設置の場合については、対象外となる場合もありますので、個別にご相談ください。

※2 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算します。既存施設の改修等については、既に基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外とします。

【補助金額の算出例】

整備計画：60人定員、0歳児定員無し、休憩室を基準面積(18㎡)整備する場合

補助基準額：(1) 6,000万円+(2) 300万円+(3) 330万円=6,630万円

補助金額：上記で算出した基準額6,630万円×3/4=49,725,000円

■整備期間中の賃借料補助と開所後賃借料補助について

表2 整備期間中の賃借料補助額

補助金額は、補助対象とする月額賃借料と、下記の補助基準額とを比較し低い方に補助率 1 / 2 を乗じて得た額とします。(千円未満は切り捨て。)

	補助基準額	補助率
月額賃借料	100 万円	1 / 2

※期間中 1 か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算します。

※ただし、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象となりません。（開所後についても同様となります）

【補助金額の算出例】

整備計画：月額賃借料が 120 万円、12 月 22 日工事着工の場合

補助基準額：基準額 100 万円（100 万円 < 120 万円のため）× 3 か月 10/31 日間分 = 3,322,580 円

補助金額：上記で算出した基準額 3,322,580 円 × 1 / 2 = 1,661,000 円（千円未満切り捨て）

（賃借料補助対象早見表）◎…補助金の増額対象エリア ○…補助金対象エリア

	エリア	整備期間中賃料	開所後賃料
令和 6 年 4 月開所	重点整備地域	○	◎
	整備が必要な地域	○	○

（開所後賃借料補助の概要）※建物を賃貸する場合

	上限額	補助率	補助期間
重点整備地域	補助基準面積（表 3）× 月額 3,000 円	2 / 2	10 年
整備が必要な地域	補助基準面積（表 3）× 月額 3,000 円	1 / 2	5 年

※土地を賃貸する場合の補助もございますので、詳しくはお問い合わせください。

表 3 補助基準面積

補助基準面積	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4 m ² × 定員
31～39人	28.2 m ²	
40～45人	7.2 m ² × 定員	
46～52人	32.4 m ²	
53人～60人	6.2 m ² × 定員	
61人～71人	37.2 m ²	
72人～89人	5.2 m ² × 定員	
90人～	46.8 m ²	

ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。

例) 60 人定員の場合

重点整備地域 372 m² × 3,000 円 × 12 か月 × 2/2 = 13,392,000 円/年

整備が必要な地域 372 m² × 3,000 円 × 12 か月 × 1/2 = 6,696,000 円/年

※上記金額は、公定価格の賃借料加算額及び開所後賃借料補助額を合算した金額となります。

資料3

年間事業費の目安額（令和5年度 保育所事業費概算）

※あくまでも試算ですので、実際の事業費とは異なります。

定員(人)	保育所事業費(概算) 0～5歳	
	年間事業費(円) (A)	事業費1か月分(円) (A)/12か月
20	57,897,879	4,824,823
30	66,175,876	5,514,656
40	79,891,400	6,657,617
50	95,932,602	7,994,383
60	103,185,079	8,598,757
70	111,627,482	9,302,290
80	122,810,524	10,234,210
90	130,259,169	10,854,931
100	135,752,686	11,312,724

【上記の試算条件】

1 定員構成

単位：人

定員	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短
20	0	0	2	0	3	0	4	1	4	1	4	1
30	0	0	4	0	4	1	6	1	6	1	6	1
40	0	0	5	1	6	1	8	1	8	1	8	1
50	0	0	9	1	9	1	8	2	9	1	9	1
60	0	0	9	1	9	2	11	2	11	2	11	2
70	0	0	11	1	11	2	13	2	13	2	13	2
80	0	0	13	1	13	2	14	3	15	2	15	2
90	0	0	13	1	14	2	17	3	17	3	18	2
100	0	0	16	2	16	3	18	3	18	3	19	2

2 その他

・賃借料加算、主任保育士専任加算などを適用し算出。

資料4

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

認可保育所の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1 (1)～(4)の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2 (1)～(5)の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)ア、1 (2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可 ^{※1※2}	
(2) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	簡易設備で可 ^{※3}	
(3) 点状ブロック	5 (1)イ、6 (1)オ、 7 (1)エ	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	9 (1)エ(ウ)	設置サイズの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することが可能です(2 (3)参照)。

※2 駐車場(車いす使用者用駐車施設)を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です(2 (2)参照)。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階^{※1}でこども青少年局こども施設整備課(事業所管課)にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課(許可窓口)との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 (1)ウ、1 (2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、1 (2)	設置数の緩和(1か所で可)
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	非設置で可(代替設備要)
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2 (1)ウ(7)、6 (1)ア	非設置で可

横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

制 定 平成18年 1月24日福子施第248号(事業本部長決裁)
最近改正 令和4年1月1日ここ施第870号(局長決裁)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定に基づく保育所の設置の認可(以下「設置認可」という。)及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号。以下「認可基準条例」という。)及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第48号。以下「確認基準条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

(定員)

第2条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1歳児から5歳児までの各年齢の定員は、1つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去2年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

(建物の構造)

第3条 認可基準条例第5条第2項を満たす保育所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの)

(建物・設備基準)

第4条 保育所の構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号))、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例(平成24年12月横浜市条例第90号)、横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。

	認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。
調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 機能充実等のための付加的設備

施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。

- ア 子育て相談のためのスペース
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室との兼用も可とする。）

(3) 遊具等

保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第 5 条 前条第 1 号に規定する「屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内で到着できる距離に 1 か所以上あること。
- (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第 3 号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

2 前条第 1 号に規定する「プール遊び等のできる場所を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、第 1 号の要件の適用を除外することが出来る。

- (1) 駅から概ね 300m以内に設置される保育所であること。
- (2) 前項各号の要件を満たすこと。
- (3) プール遊び等ができる場所を、当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に概ね 30 m²確保すること。
- (4) 屋外活動や移動の安全を確保するため、第 8 条に定める保育士配置基準に追加して人員を配置すること。
- (5) 事業計画段階において「屋外活動に関する計画書」を、運営開始までに「屋外活動マニュアル」を作成し、実践すること。

(屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針)

第 6 条 耐火建築物においては、用地が不足するなど地上に利用可能な場所がない場合に限り、建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、認可基準条例第 42 条第 5 号の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保育所保育指針(平成 20 年厚生労働省告示第 141 号)に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(分園の設置)

第 7 条 「市有地等貸付による保育所分園の整備について(平成 16 年 3 月 4 日副市長決裁)」及び「保育所分園の設置運営について」(平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号)に定める要件を満たす場合、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする者は、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

(職員配置基準等)

第 8 条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時(1日6時間以上かつ月 20 日以上を基本とする勤務をいう。)実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者(他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。)であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。

なお、小規模保育所及び夜間保育所の施設長は、保育士の資格を有する者であること。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後 3 年間は施設長を変更しないこと。

(2) 保育士

ア 保育士配置基準

保育士の数は、認可基準条例第 44 条第 2 項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で保育を実施する上で望ましい保育士の配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 4 人につき 1 人以上、2 歳児 5 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4 歳以上児 24 人につき 1 人以上とする。

イ 保育士配置数の算出方法

保育士の数は、年齢別児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点 1 位（小数点 2 位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、利用定員 40 人以下の保育所については 1 人以上、利用定員 41 人以上 150 人以下の保育所については 2 人以上、利用定員 151 人以上の保育所については 3 人以上とする。

ウ アの規定により、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

（保育時間・休園日）

第 9 条 保育所は原則として、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8 時間）と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11 時間）を確保するため、1 日 11 時間以上開所とする。ただし、横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成 9 年 12 月 4 日福保推第 239 号）により、市有地等の貸付を受けて設置された保育所は原則 1 日 13 時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

（保育内容）

第 10 条 保育所における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 保育所の運営は、認可基準条例に基づき実施すること。
- (2) 保育所の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (3) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成 15 年 7 月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成 15 年 9 月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 保育所は、認可基準条例第 47 条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日こ保運第 3683 号）の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審し、公表すること。ただし、本市補助金を受けて設置した保育所については、運営開始後 3 年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、公表しなければならない。

(名称)

第11条 保育所の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

第2章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の法人から、保育所の設置認可に関する申請があった場合における児童福祉法第35条第5項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 児童福祉法第35条第5項第1号に定める「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。

ア 原則として、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、又は第16条及び第17条に規定されている要件を満たしていること。

イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、第19条に規定する申請時点で直近3年以上連続して損失を計上している場合若しくは第18条に規定する協議時点で直近の2年連続して損失を計上している場合（協議時点で前年度決算が確定していない場合に限る。）又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。

(2) 児童福祉法第35条第5項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当するものであること。

ア 施設長等については、保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含むこと。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、厚生省児童家庭局長通知（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）

の別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書についても、作成すること。

(5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（既設保育所に対する指導）

第14条 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の法人については、市長は前2条に掲げる基準等を満たすよう指導しなければならない。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する保育所の特例

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の設置認可の基本方針）

第15条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるために、次条及び第17条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第16条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

（その他）

第17条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

第4章 設置認可等の手続

(事前協議)

第18条 保育所を設置しようとする者は、事業計画書を添付した「保育所設置認可事前協議書(第1号様式)」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第6項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(採択通知)(第2号様式)」又は「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(不採択通知)(第3号様式)」書面により通知するものとする。

(設置認可申請)

第19条 前条の協議の結果を踏まえ保育所を設置しようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書(第4号様式)」に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可する場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書(第5号様式)」により、申請者に通知するものとする。

3 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可しない場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置不認可・確認することができない旨の通知書(第6号様式)」により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項(定員、施設規模等)の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第5項及び第6項並びに第50条の2に基づき「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設認可・確認内容変更届(第7号様式)」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届(第1号様式)」をもって、これに変えることができる。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 保育所の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第23条 保育所を廃止又は休止しようとする者は児童福祉法施行規則第38条第2項に基づき、前条に定める協議後、「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認申請書(第8号様式)」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認通知書(第9号様式)」により、承認しない場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)不承認通知書(第10号様式)」により、申請者に通知するものとする。

る。

第5章 確認等の手続

(確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条、第35条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、第19条から第21条の規定を準用し、同法第36条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

第6章 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の特例

(乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の設置認可の基本方針)

第25条 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所（以下「認可乳児保育所」という。）を設置する場合、認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該認可乳児保育所により保育の提供を受ける乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育が継続的に提供されるよう、当該認可乳児保育所の卒園後の進級先を確保しなければならない。

(保育所、幼稚園又は認定こども園との連携)

第26条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、前条に規定する卒園後の進級先を確保する手段として、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。

- (1) 当該認可乳児保育所により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- (2) 互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係作りを行うなど、日頃から交流を図ること。

2 次に掲げる各号に該当することとなる場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 当該認可乳児保育所が、第21条に定める手続により、認可定員及び利用定員を小学校就学の始期に達する年齢まで定めることに変更することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (2) 当該認可乳児保育所が別に存する本体となる保育所の分園となることにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (3) 当該認可乳児保育所を本体となる保育所として、別に分園を設置することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

(事前協議)

第27条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該保育所の卒園後の進級先の確保の手段について、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

第7章 事業改善措置等

(設置者に対する措置)

第28条 市長は、保育所の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「児童福祉施設（保育所）の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、設置者に通知するものとする。
- (2) 児童福祉法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令を「児童福祉施設（保育所）の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、設置者に通知するものとする。

(3) 児童福祉法第58条第1項の規定に基づく認可の取消しを「児童福祉施設（保育所）の認可の取消しについて（通知）（第13号様式）」により、設置者に通知するものとする。

2 市長は、保育所の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第39条第1項に基づく勧告又は同条第4項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第40条第1項に基づく認可の取消し

第8章 その他

(その他)

第29条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱及び次に掲げる通知等によるほかこども青少年局長が別に定める。

(1) 小規模保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第296号）

(2) 夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号）

附 則

この要綱は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月24日から施行する。ただし、第30条の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。ただし、第7条、第11条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する保育所及び平成25年3月31日までに設置認可される保育所については、当分の間、この要綱による改正後の横浜市民間保育所設置認可等要綱第6条第1号に定める乳児室又はほふく室の基準設備・面積等は、同号中「3.3㎡」とあるのは「2.475㎡」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 第 25 条及び第 26 条の規定は、施行日以降に、設置認可及び確認の申請を行う認可乳児保育所について適用される。

ただし、当分の間、卒園後の進級先を確保しないことができる。

なお、この要綱の施行の際現に存する認可乳児保育所についても、第 25 条及び第 26 条の趣旨に基づき、連携施設を確保することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

第 12 号様式 削除

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱

制 定 平成 15 年 10 月 24 日 福子施第 209 号（市長決裁）
最近改正 令和 5 年 1 月 1 日 ここ施第 1007 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、既存の建築物の改修等により保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所をいう。以下同じ。）を整備する者に対し、予算の範囲でその改修及び増築等に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

第 2 条 補助の対象者は、既存の建築物の改修等により保育所を設置、分園等を整備する事業（こども青少年局長が認めた移転を含む。以下「補助対象事業」という。）を行う者で法人格を有するもの（保育所を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業に着手するまでに法人格を有することができると思込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

2 補助の対象となる保育所は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 定員は、20 人以上であること。ただし、既存の保育所の改修等の場合は、現在定員の増員が図れること。
- (2) 設備及び運営は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。
- (3) 10 年以上継続して運営が確保できること。
- (4) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実であること。

（対象経費等）

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第 2 項に掲げる補助対象となる保育所を整備するために必要な経費で、別表 1 に定めるものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 施設を新築する費用
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
- (4) 保証金等の預かり金
- (5) その他整備として適当と認められないもの

2 本市が特に認めた場合に限り、前項に定めるもののほか、補助対象事業における既存の建築物の改修等工事（以下「改修等工事」という。）の契約締結後、工事着工の日から保育所開所日の前日まで（同一年度内に限る。）の賃借料は、補助対象経費とする。また、既存の保育所の改修等については増築に係る部分を対象とし、対象の期間については改修等工事（以下「改修等工事」という。）の契約締結後、工事着工の日から定員増分の児童受入日の前日まで（同一年度内に限る。）とする。なお、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象としない。

3 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

(事業計画書等の提出)

第4条 補助金の交付を受けて保育所を整備しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

(補助の内示)

第5条 市長は、事業計画書等を受領したときは、横浜市児童福祉審議会等で審査の上、適否を決定し、別に定める様式により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、改修等工事に係る本市の実施設計審査等の完了後、速やかに、横浜市民間保育所内装整備費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。

4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定及び交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。補助予定金額は次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で決定し、決定内容及び交付条件を横浜市民間保育所内装整備費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は横浜市民間保育所内装整備費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の額は、第3条第1項及び第2項に規定する補助対象経費の実支出額と、補助基準額とを比較し低い方に補助率を乗じて得た額とする。補助基準額及び補助率は別表2及び別表3のとおりとする。いずれも千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金規則第7条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、改修等の工事完了後、速やかに、横浜市民間保育所内装整備費補助金事業実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に事業実績を報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第14条第1項第2号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第18条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び第5号に規定する書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

5 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所内装整備費補助金額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、速やかに、請求書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第 12 条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市民間保育所内装整備費補助金額再確定通知書（第 8 号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- (4) 施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- (5) 財産処分において、返納条件を付して承認を受けた場合で条件に従わなかったとき。
- (6) 当該補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間（以下「処分制限期間」という）を経過せずに取り壊し又は廃棄等を行うとき。
- (7) その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第 15 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徴収）

第 16 条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第 24 条第 2 号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。

（財産処分の制限）

第 17 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業

により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、処分制限期間に定めるとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第 18 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 24 日から施行し、平成 15 年 10 月 24 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 14 日から施行し、平成 19 年 5 月 14 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行の前日に、本市から補助の内示を受けたものは、改正後の要綱第 5 条の規定による補助の内示を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、施行日以降に補助の内示を受けるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 30 日から施行し、施行日以降に補助の内示を受けるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、第 1 号様式及び第 3 号様式の改正規定は平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 3 条第 1 項)

対象経費	内 容
工事費	既存建築物の改修等（改修、新築の設備整備、増築）に必要な工事請負費（増築は既存保育所に限る。）
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の 2.6% に相当する額を限度とする。）
備品費（1）	施設整備に必要な備品購入費（1 品 5,000 円以上の備品とし、1 人当たり実行備品単価（実行備品単価が 32,000 円を超える場合は 32,000 円とする。）に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。）
備品費（2）	備品費（1）の他、休憩室等の整備に必要な備品購入費（休憩室等設置加算の対象となっている場合に限る。補助対象限度額は 30 万円以内とする。）
大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費（1 品 10 万円以上のものとし、補助対象限度額は 350 万円以内とする。）※既存の保育所の改修等の場合は除く

別表 2 (第 7 条第 2 項)

(1)	増加する定員数	補助基準額	
	90 人以上	8,000 万円	
	50 人以上 89 人以下	6,000 万円	
	50 人未満及び既存施設の改修等	6,000 万円 × (増員数 / 50 人)	
	分園設置等	6,000 万円 × (分園の定員数 / 50 人)	
(2)	0 歳児未設定加算 (※ 1)	300 万円	
(3)	休憩室等設置加算 (※ 2)		
	増加する定員数	休憩室等基準面積	補助基準額
	90 人以上	24 m ² 以上	430 万円
	50 人以上 89 人以下	18 m ² 以上	330 万円
	36 人以上 49 人以下	14 m ² 以上	260 万円
	20 人以上 35 人以下	10 m ² 以上	190 万円
	既存施設の改修	下記ア、イを満たすこと ア 上記の定員数に該当する面積を満たすこと。 イ 改修前後で休憩室等の面積が 6 m ² 以上拡大されていること。	100 万円
補助基準額の上限		(1)～(3)の基準額の合計	
補助率		3 / 4	

※ 1 新たに整備する施設において、0 歳児定員を設けない場合に加算する。ただし、新たに整備する施設において、1 歳児定員を設定しない場合及び既存施設の改修については加算対象外とする。

※ 2 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算する。既存施設の改修については、既に基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外とする。

別表3（第7条第2項）

	補助限度額（補助基準額×補助率）
月額賃借料	50万円（100万円×1／2）

※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算する。

※ 参考に令和4年度のご案内を掲載しています。

～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和4年度のご案内～

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和4年4月から令和5年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

【支援対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）
- ・ 事業所内保育所
- ・ 家庭的保育事業

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者（市内在勤に限る）

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末（令和4年度は平成25年度(2013年)以降雇用）までの者
- ・ 1日6時間以上かつ月20日以上保育に従事している者

【ただし以下の場合を除く】

- ・ 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第8条1号に規定する施設長
- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者
- ・ 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の3/4（1/4は事業者が必ず負担をします。）
助成金額	<u>宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借り上げ宿舎に入居※している期間。 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。

【令和4年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 令和4年4月から受付を開始します（通年）。
- ・ 各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載します。
- ・ 遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分からが対象です。
- ・ 月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

- ・ 申請者は法人単位となります。
- ・ 申請にあたり「要綱」、「申請手引き」等案内を必ずご確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市子ども青少年局「保育士宿舍借り上げ支援事業」専用サイトにて掲載しております。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策
<URL・二次元バーコード>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-voji/taiki/>



また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ずご登録ください。

【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 令和4年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業計画書 ※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名されたものをご提出ください。
第3号様式 令和4年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

令和4年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業における 各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【補足】

保育士宿舍借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、ご了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和5年度以降の横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市子ども青少年局 保育対策課
電話：045-671-4469
e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい！
そんなあなたを応援します。

かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育士を
紹介してほしい

保育士の資格を
いかして働きたい

もう一度保育士として
働きたい

保育所の看護師や
栄養士を募集したい



インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



*2017年4月よりリニューアル

*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。



保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

🌸 求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

🌸 求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人
神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材センター内
**かながわ保育士・
保育所支援センター**

開所時間 月▶土曜日 9:00▶17:15 (12:00▶13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市内神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku_jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

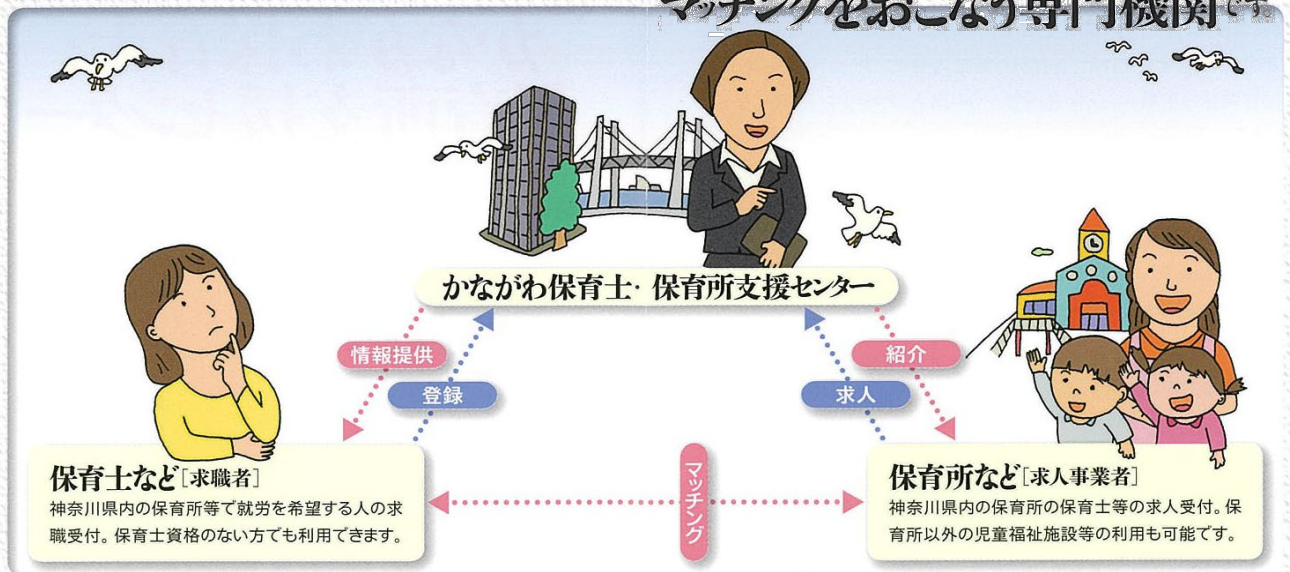
かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

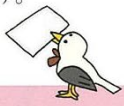
当センターへの登録もここからできます。



❁ 就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



❁ 出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

❁ 職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

❁ 保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

❁ 就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

❁ 就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

- 【例】 保育園の一日の流れ、仕事の内容
- 保育をめぐる最近の状況
- 保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

❁ 就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録！

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。

かながわ
保育士・保育所
支援センター！



すぐに就職したい方

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

いずれ就職しようと
考えている方

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内



保育士資格をもっているが、
保育の仕事をしたことがない方または、
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

❁ 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

- 離職登録 www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp
- 求職登録 www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

※令和5年1月現在の内容ですので、今後変更になる場合があります。

令和5年4月1日に開所予定の認可保育所の皆様へ

年度限定保育事業で4・5歳児室を活用しませんか？

開所後2年程度の4・5歳児枠は、利用希望が少なく、定員が埋まらない傾向があります。横浜市では、この空きスペース等を有効活用し、1、2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。ぜひ、貴保育所においても、ご活用をご検討ください。

1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。）

区分	内容
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・4、5歳児室等の空いているスペースを活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。 ・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。
事業実施年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
対象児童	<p>保育所等の利用調整結果「保留」（令和5年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1・2歳児で、次の①②③いずれも該当する方。</p> <p>①横浜市内在住の方 横浜市内の保育所等（認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室）で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方もご利用できます。</p> <p>②利用期間中も「保留」である方</p> <p>③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している方</p>
申込方法等	<p>実施施設に直接申込みます。</p> <p>【必要な書類】</p> <p>(1) 年度限定保育事業利用申請書（第16号様式）</p> <p>(2) 令和5年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し</p> <p>(3) 【両面】 給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの）</p> <p>(4) (該当者のみ) 多子減免届出書（第17号様式）</p> <p>(5) その他、実施施設が求める書類（復職証明書、市民税・県民税(非)課税証明書等）</p> <p>実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。</p>
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。 ・保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。
利用定員設定	<ul style="list-style-type: none"> ・次ページ「3 段階的な利用定員の設定について」をご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。 ・利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。 ・利用決定にあたっては、横浜市内の保育所等で働く「保育士、看護師、保健師、助産師、准看護師のお子さん」を対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いいたします。

2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり（1・2歳児同額）

区分	負担区分	保護者負担額（上限）	市助成金（児童1人あたり月額）	第2子減免対象児童		第3子減免対象児童	
				保護者負担額（上限）	市助成金加算額	保護者負担額（上限）	市助成金加算額
基本保育料（基本保育時間11時間）（※1）	A～B	0円	165,000円（※2）	0円	0円	0円	0円
	C～D2	10,000円	155,000円	5,000円	5,000円	0円	10,000円
	D3～D5	20,000円	145,000円	10,000円	10,000円	0円	20,000円
	D6～D8	30,000円	135,000円	15,000円	15,000円	0円	30,000円
	D9～D11	40,000円	125,000円	20,000円	20,000円	0円	40,000円
	D12～D14	50,000円	115,000円	25,000円	25,000円	0円	50,000円
	D15～D27	60,000円	105,000円	30,000円	30,000円	0円	60,000円
延長保育（30分あたり）		1,700円	1,700円	850円	850円	0円	1,700円
間食代		2,500円	—	2,500円	—	2,500円	—
夕食代		7,500円	—	7,500円	—	7,500円	—

（※1）短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間（11時間）の利用が可能です。

（※2）施設等利用費の代理受領分が含まれています。

3 段階的な利用定員の設定について

段階的な利用定員の設定をして、定員区分を下げることにより、公定価格の単価が上がります。年度限定を実施する保育所については、段階的に利用定員を上げて、認可定員と一致する「段階的な利用定員の設定」を行うことができます。段階的な利用定員の設定をした場合は次年度以降、利用定員変更の手続きが必要です。（書類提出先：こども青少年局こども施設整備課）

「利用定員」は、「認可定員」と一致することを基本とし、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。（子ども・子育て支援法 第31条第2項）

利用定員設定の参考例

【A案】「4・5歳児」の保育ニーズが若干名と見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、2年目は5歳児室の新規募集を行わず、5歳児室の一部で「年度限定利用児童」を受け入れます。

【B案】「4・5歳児」の保育ニーズが一定程度見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れられますが、2年目は5歳児室にスペースがなく、「年度限定利用児童」の受け入れは困難です。

【C案】「4・5歳児」の保育ニーズがないと見込まれる場合

1年目は4・5歳児の新規募集を行わず、4・5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れます。

（認可定員60名の一例）

		3号認定			2号認定			合計	公定価格の定員区分	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
認可定員		0	10	11	13	13	13	60		
利用定員（基本）		0	10	11	13	13	13	60	51～60人まで	
利用定員	【A案】	1年目	0	10	11	13	3	3	40	31～40人まで
		2年目	0	10	11	13	13	3	50	41～50人まで
	【B案】	1年目	0	10	11	13	11	3	48	41～50人まで
		2年目	0	10	11	13	13	11	58	51～60人まで
	【C案】	1年目	0	10	11	13	—	—	34	31～40人まで
		2年目	0	10	11	13	13	—	47	41～50人まで

※3年目は認可定員と利用定員を一致させます。

4 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市（区役所）	実施施設
R4年 10月	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)
12月	最終意向確認	4・5歳児の申請状況を把握し、実施に向けた最終調整を行います。
R5年 1月	下旬: 1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	上旬: 年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（園所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。
3月	上旬: 2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日～ 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日: 保育開始

<参考> 1年間のスケジュール（利用開始4/1～）

	実施施設	横浜市
R5.4月	保育の提供 補助金交付申請 補助金の請求（四半期ごと） 4～6月分：7月、7～9月分：10月 10～12月分：1月に請求	補助金交付決定 補助金の支払い
R6.4月	事業実績報告 補助金の請求 1～3月分：4月に請求	補助金額確定通知 補助金の支払い
夏ごろ	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（確定申告後）	

【事業についてのお問い合わせ先】

横浜市こども青少年局 保育対策課 年度限定担当；木村、星、渡部、齋藤
TEL 045-671-4469

【実施届の提出先】

実施保育所の所在する各区こども家庭支援課

設計・施工の際の留意事項

令和5年1月版

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いかな。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	<input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上)
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	<input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）	・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	<input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストッパーを設置する ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	・こどもが挟まれないように柵の設置する 等
	<input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるように下部にのぞき窓を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする 等

飛散	<input type="checkbox"/> ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室のガラスはアクリル製としない ・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) ・こども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る ・シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	<input type="checkbox"/> エレベーターはこどもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する ・エレベーター前に侵入防止柵を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 建具・床の木部のささくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/> 壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げを円滑にする ・角面をとる／コーナーガード設置する 等
	<input type="checkbox"/> 手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・カバーを取り付ける 等
	<input type="checkbox"/> 消火器等がむき出しで、こどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁埋込や、上部から持ち上げて取り出すなどこどもが容易に触れないように設置する 等
	<input type="checkbox"/> 画びょうの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マグネット式の掲示板にする 等
	<input type="checkbox"/> ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分がこどもの手の届かない位置にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
感電	<input type="checkbox"/> コンセントがこどもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこどもの手の届く範囲について配慮されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する ・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)
地震	<input type="checkbox"/> 転倒、動きそうな可動家具はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認 等
	<input type="checkbox"/> 落下したらこどもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・棚の上に重いものを置かない ・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する 等
	<input type="checkbox"/> 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管落下防止カバー 等
	<input type="checkbox"/> 防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫を設置する 等
転倒	<input type="checkbox"/> 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りづらい素材で仕上げる 等
不審者対策	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に対策がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする ・防犯カメラを設置する 等
	<input type="checkbox"/> 園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・目隠しフェンスを設置する ・植樹をする 等
車両の誤突入	<input type="checkbox"/> 1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・U字ガードレール設置する ・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等
感染症	<input type="checkbox"/> 便所の数は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする ・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としない
	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可

		<ul style="list-style-type: none"> ※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムーズか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品の必要がある
	<input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防災処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認 ・3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ・②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外 ・③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防災性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防災処理が全面に施されていることとする。
	<input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します
	<input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと
その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可
	<input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等
	<input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等

横浜市民間保育所内装整備費補助事業実施にあたっての諸条件

1 当該補助事業募集要項で提示した「保育所整備・運営にあたっての諸条件」を遵守すること。

2 内装整備費補助対象とする場合の業者選定についての諸条件

(1) 契約の予定価格が契約の種類に応じ、以下に定める額を超える場合は、入札とすること。

契約の種類	予 定 価 格	
	会計監査を受ける法人 (法人の実態に応じ、下記金額を上限に設定)	会計監査を受けない法人
1 建築工事	20億円	1,000万円
2 物品等	3,000万円	1,000万円
3 設計・工事監理	2億円	1,000万円

(2) 契約手続きの詳細については、「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」によること。また、業者選定にあたっては、「横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）」によること。

(3) 入札にあたっては、透明性等を確保するため、法人の役員等と特別の関係がある業者を選定しないこと。

3 法人・施設の運営にあたっての諸条件

(1) 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。

(2) 原則、開所後3年間は施設長を変更しないこと。

(3) 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。

(4) 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。

(5) 「児童福祉施設（保育所）設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）」（以下「通知」という）に記載している遵守事項を承諾すること。

(6) 主任保育士の選定にあたっては、豊富な知識・経験を有した人材をもって充てること。

(7) 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。

(8) 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。

(9) 施設長を補佐する体制を強化すること。

(10) 整備予定地の地域性についてよく理解し、子育て支援に向けた取組みを進めること。

(11) 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講し、保育の質及び施設運営の向上を図ること。

(12) 開所までの間、施設長として必要な知識・技術の習得（研修・OJT）等させること。育成状況については、市が指定する様式により報告すること。また、必要に応じて育成対象者に市が実施する面談を受講させること。

(13) 保育理念、保育指針に基づいた保育が実施できるよう、開所までに保育士の研修等の準備期間を十分に確保すること。

(14) 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。

4 その他

(1) 建物・設備基準の緩和を希望する場合は、別途計画書を提出し、横浜市と協議を行うこと。
(通知をもって緩和が認められたわけではありません)

(2) 事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。

(3) 施設整備にあたっては、可動間仕切り等を用いることにより、柔軟な定員設定に対応できる

よう努めること。また、定員構成等、地域の保育ニーズに合わせた計画となるよう協議に応じること。

- (4) 補助事業応諾後、事業計画及び工事概要等の説明を速やかに近隣住民、ビル所有者並びに施設の利用者等に対し法人が責任をもって行うこと。また、実施計画について市が指定した様式により報告すること。
- (5) 「保育士の確保」については、事前に具体的な計画を立てること。また、保育士確保の状況について、開所前年度 10 月以降に本市が実施する保育士確保状況調査に応じること。（随時）
- (6) 可能な限り建物構造は木造とし、園児が利用する保育室等は内装仕上げの木質化に努めること。
- (7) 各種手続きについて市が採択時に提示する期限を厳守すること。